

(4) 総合マネジメント体制強化加算

(算定要件)

○個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に評価されている。

○個別サービス計画の見直しの際に、利用者またはその家族に対して、当該見直しの内容を説明し、記録している。

○地域の病院退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、日常的に事業所が提供できる具体的な内容に関する情報提供を行う。

(5) 訪問体制強化加算

- 訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置。
- 訪問サービスの算定月における提供回数について、事業所における延べ訪問回数が1月あたり200回以上。
- 建物と同一の建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)を併設する場合は、登録者総数のうち同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合を算定する者の占める割合が50%以上で、かつ、算定登録者に対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上。

(6) 看取り連携体制加算

1) 利用者の基準

- ① 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。
- ② 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態または家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等入所者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者。

2) 施設基準

- ① 看護職員配置加算(I)(常勤の看護師を1名以上配置)を算定。
- ② 看護師との24時間連絡体制が確保。
- ③ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録またはその家族等に対して、説明し同意を得ている。

■ ココに注目 減算等について

| 算定項目 | 算定 | 改定前 | 改定後 | 対比 |
|-----------------------------------|----|------|------|----|
| 登録者数が登録定員を超える場合 | 1月 | ×70% | ×70% | 0 |
| 従事者の員数が基準に満たない場合 | | ×70% | ×70% | 0 |
| 過少サービスに対する減算 | 1日 | ×70% | ×70% | 0 |
| 事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上に サービスを行う場合 | | ×90% | ×90% | 0 |